

## 業務委託基本契約書（請負用）

〇〇〇〇 株式会社（以下「甲」という。）と株式会社 NTQ ジャパン（以下「乙」という。）とは、システム設計、開発、保守、運用に関し次のとおり業務委託基本契約を締結する。

### 第1条（目的）

甲は、甲乙間で別途締結する個別契約または注文書（以下単に「個別契約」という。）に定められた仕様に基づくシステム及びドキュメント等の成果物（以下「本システム」という。）のシステム設計、開発、保守、運用業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

### 第2条（本契約の適用）

1. 本契約に定める事項は、本契約の有効期間内に甲乙間で締結されるすべての、個別契約に適用されるものとする。但し、当該個別契約に別段の定めのあるときはこの限りではない。
2. 本契約と前項本文の個別契約との間に齟齬がある場合は、個別契約の規定を優先するものとする。

### 第3条（個別契約の成果物）

甲及び乙は、個別契約において委託業務の範囲、内容、スケジュール、適用機種、ドキュメント等の成果物を定めるものとする。

### 第4条（業務内容の変更）

甲及び乙は、委託業務の目的を達成するために必要があると認めたときは、甲乙協議のうえ仕様の変更等契約内容の修正、変更を行うことができるものとする。この場合、費用等について変更する必要が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

### 第5条（技術情報の提供）

甲は、委託業務を円滑に遂行するために甲が必要と考える技術情報を乙に提供するものとする。

### 第6条（管理責任者）

甲及び乙は、個別契約において委託業務についての管理責任者を任命するものとし、各管理責任者は、委託業務作業が円滑に行われるように連絡をとりあうものとする。

### 第7条（開発業務の実施）

1. 委託業務の履行にあたり、乙は、必要に応じ、事前に甲の承諾を得て、甲が指定するコンピュータ及び付属機器、施設を、甲乙協議し決定した条件に基づき使用することができるもの

とする。

2. 乙は、前項の規定に基づき甲の指定する機器及び施設を使用する場合には、その使用時間、取扱方法、使用前後の整備管理その他に関し、甲の指示に従うものとする。

#### 第8条（進捗状況の報告）

1. 乙は、定期的に甲に対し委託業務の進捗状況について報告するものとする。
2. 甲は、必要と認めたときはいつでも乙に対し委託業務の進捗状況について報告を求めることができるものとし、乙は遅滞なく甲に当該報告をするものとする。
3. 乙は、理由の如何を問わず、委託業務につき遅延をきたす事由が生じた場合には、遅滞なく甲に報告するものとする。
4. 前各項に定める他、乙は、委託業務の履行に伴い緊急に甲の指示を受けるべき事態が発生したときは、直ちに甲に通知し、その指示を受けるものとする。

#### 第9条（委託業務システムの納入）

1. 乙は、本システムを個別契約に定める期日までに完成し、甲の指定する場所において納入するものとする。
2. 乙は、書面、メールまたは電話等その方法の如何を問わず、甲の管理責任者による指示を受けた場合に限り、本システムまたはその修正プログラムを納品することができる。
3. 乙は、前項に定める期日までに本システムを完成し甲に納入することが困難となったときは、遅滞なくその理由及び予定遅延日数を明示のうえ甲に通知するものとする。
4. 甲は、前項の通知による申出がやむを得ないものと認めたときは、履行期限を延長するものとする。

#### 第10条（受入検査、検収）

1. 甲は、前条により納入を受けた本システムに関し、納入後2週間以内に受入検査を実施し、その結果を乙に通知するものとする。
2. 乙は、甲のやむを得ない理由により前項に定める納入後2週間以内の受入検査が不可能と判断したときには、甲乙協議し、新しい受入検査の日を決定するものとする。
3. 甲は、前項による受入検査の結果、本システムに不具合が発見されたときは、遅滞なく乙にその旨を通知するものとし、乙は甲の指示に基づき直ちに無償にて補修のうえ甲の指示する期限までにこれを甲に納入し、再度甲の受入検査を受けるものとする。
4. 本システムが受入検査に合格したときは、甲は、乙に対し受入検査完了の通知をするものとし、このときをもって本システムの納入が完了したものとみなす。

#### 第11条（品質保証）

1. 乙は、本システムが甲乙間で最終的に定められた開発仕様に合致することを保証する。
2. 本システムが開発仕様どおりに開発されておらず、かつこれが乙の責に帰すべき事由によるときは、乙は無償で本システムの調査・補修を行うものとする。なお、当該事由により被っ

た甲の損害については、乙が賠償するものとする。

3. 乙の責に帰すべき事由によりパフォーマンスの劣化が発生し、それが構築時点の技術レベルに比較して著しく劣っており、それを直接の原因として甲に損害が発生した場合、乙は、無償で本システムの調査・補修を行うものとする。なお、当該事由により被った甲の損害については、乙が賠償するものとする。

#### 第12条（対価及び支払条件）

1. 委託業務に係る業務の遂行及び本契約に基づき乙が遂行するすべての行為に対する対価については、個別契約に定めるものとする。
2. 甲は、前項の対価について、本システムの検収の日の翌月の末日までに金融機関あて振込で乙に支払うものとする。

#### 第13条（秘密保持義務）

1. 甲及び乙は、委託業務に関し相手方より開示、貸与または提供を受けた図面、技術情報、営業情報、ノウハウその他一切の情報（以下「秘密情報」という）について、これを秘密に保持し、その保管、管理及び使用については厳重にこれを行うものとし、従業員の守秘義務にも万全を期すことを保証するものとする。
2. 甲及び乙は、前項の秘密情報について、相手方の書面による事前の承諾を得ることなく第三者に開示、漏洩してはならず、また第1条の目的以外に使用してはならないものとする。但し、次に掲げるものはこの限りでない。
  - (1) 相手方から提供を受けたときにおいて既に知悉していた情報で、その事実を証明できるもの。
  - (2) 相手方から提供を受けたときにおいて既に公知の事項、または相手方の行為によらないでその後公知となった事項。
  - (3) 相手方に対し守秘義務を負わない第三者から合法的に提供された情報。
  - (4) 独自に開発した情報。
3. 乙は、甲の承諾なしに、甲との取引内容や本契約の内容及びそれらに関連した情報をその目的や手段にかかわらず、第三者に開示してはならないものとする。
4. 本条に定める秘密保持義務は、本契約終了後も有効に存続するものとする。

#### 第14条（損害賠償）

1. 乙が本契約または個別契約の規定に違反し、そのために甲に対し損害を与えた場合は、賠償責任を負うものとする。
2. 乙の作業従事者が甲の機器または施設を使用し、それを毀損滅失したときは、甲はこれにより被った損害の賠償を乙に対して請求することができるものとする。

#### 第15条（権利の侵害）

1. 乙は委託業務を遂行するにあたり、第三者の権利を侵害することのないように注意しなけれ

ばならない。

2. 乙が開発した本システムに関し、乙の故意または重大な過失により第三者の権利を侵害したときには、乙は責任を持ってこれを解決し、そのため甲が損害を被ったときは乙が賠償責任を負うものとする。

#### 第16条（権利の帰属）

1. 本契約及び個別契約に基づき乙が開発した本システムについての所有権、著作権、工業所有権（以下「知的財産権等」という）は、甲に帰属するものとし、乙は、甲の書面による事前の同意を得ることなく自らまたは第三者のために使用、収益、処分してはならない。
2. 乙は、甲の請求がある場合、本システムに関する権利の移転登録手続きについて甲に必要な協力を行うものとする。
3. 乙は、第三者に帰属する知的財産権等を含むプログラムを甲に納入する場合には、設計の段階で書面で甲に報告しなくてはならない。
4. 本条の規定は、本契約終了後も有効に存続するものとする。

#### 第17条（契約期間）

1. 本契約の有効期間は、本契約締結日より1年間とする。但し、契約期間満了の30日前までに、甲乙いずれか一方の書面による申し出のない限り、同一条件で自動的に1年間延長されるものとし、その後も同様とする。
2. 前項の定めにかかわらず、本契約の終了後に存続する個別契約がある場合には、本契約は当該個別契約の存続期間内は有効に存続するものとする。

#### 第18条（契約解除）

甲または乙が次の各号の一に該当した場合は、相手方は何等催告を要せず直ちに本契約及び個別契約を解除できるものとする。

- (1) 本契約または個別契約の条項に著しく違反し、相手方がその改善を文書により申し入れたにもかかわらず、14日以内に何等の改善措置がなされないとき。
- (2) 本契約または個別契約に基づく債務の履行を怠ったとき。
- (3) 銀行取引停止処分を受けたとき。
- (4) 差押、仮差押、仮処分その他の強制執行を受けたとき。または競売、民事再生手続開始、会社更生手続開始、破産手続開始、特別清算開始の申立があったとき。
- (5) 公租公課の滞納処分を受けたとき。

#### 第19条（再委託）

1. 乙は委託業務の全部または一部を親会社であるベトナム法人 NTQ SOLUTION JSC に再委託することができる。
2. 前項にかかわらず乙は、事前に甲の承諾を得ることにより、委託業務の全部または一部を他の第三者に再委託することができるものとする。この場合乙は、乙が本契約に基づいて負う

義務と同等の義務を当該第三者に履行させ、そのために必要な契約を締結するなどの合理的措置をとらなければならない。

3. 乙は、再委託先である第三者の行為について、当該第三者と連帯して、または単独で、一切の責任を負うものとする。
4. 前項の規定は、本契約終了後も有効に存続するものとする。

#### 第20条（反社会的勢力の非関与）

1. 甲及び乙は、相互に、現在及び将来において、次の事項について表明し保証する。
  - (1) 暴力団、暴力団関係団体その他の反社会的勢力ではないこと、並びになかったこと。
  - (2) 取締役、執行役、相談役、顧問等その名称の如何を問わずその事業に支配力を有する者並びに監査役、会計参与、会計監査人、重要な使用人、主要な取引先及び主要な株主が、暴力団員、暴力団関係者及び反社会的勢力の一員でないこと、並びになかったこと。
2. 甲又は乙は、相手方が前項に定める事項に反すると合理的かつ具体的に疑われるときは、相手方に対し、当該事項に関する報告を求めることができる。この場合、相手方は、自己の費用で合理的な内容の報告書を作成し、相当期間内に報告を求めた当事者に提出しなければならない。
3. 甲又は乙は、相手方が本条第1項または第2項に反した場合、本契約もしくは個別契約、又はその双方を直ちに解除できる。この場合、解除を行った当事者は相手方に対して、損害賠償その他の金員の支払義務を負わない。

#### 第21条（譲渡禁止）

乙は、本契約により生ずる一切の権利義務の全部または一部を、甲の書面による事前の承諾なしに第三者に譲渡してはならない。

#### 第22条（変更・修正等）

本契約の一部条項の変更、修正等が必要な場合は、別に約定書または覚書を作成して、これを行うものとする。

#### 第23条（管轄裁判所）

本契約から生じた甲乙間の争いについては、横浜地方裁判所を管轄裁判所とする。

#### 第24条（その他）

本契約に定めなき事項、または本契約の各条項に疑義が生じた場合は、甲乙ともに信義に基づき誠実に協議決定するものとする。

以上、本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各1通を保有するものとする。

年 月 日

甲

印

乙 神奈川県横浜市保土ヶ谷区宮田町二丁目125番地  
株式会社NTQジャパン  
代表取締役 小川 義輝

印